

光市エネルギー価格高騰対応中小企業者等省エネ対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー価格の高騰の影響を受ける市内中小企業者等を支援するため、市内の事業所、店舗等で使用する事業用の設備について、エネルギー消費を抑制する省エネ設備に更新しようとする者に対し、予算の範囲内で光市エネルギー価格高騰対応中小企業者等省エネ対策支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「中小企業者等」とは、別表1の左欄に掲げる事業者であって、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する者のうち、事業収入等を得ており、今後も事業を継続する意思がある者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に事業所(本店、支店、営業所その他事業を営む者の事業場をいう。以下同じ。)を有し、かつ、現に事業を継続している中小企業者等であること。

(2) 本市市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者から除く。

(1) 国及び法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人

(2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項又は同条第13項第2号に規定する営業を営む者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係を有する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、公序良俗に反する事業を営むなど市長が補助金を交付することが適当でないと認める者
(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、別表2に定める設備のうち、補助対象者が自らの事業活動に使用するために、市内の事業所に設置する設備をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象設備としない。

(1) 同一の設備において、国及び他の地方公共団体等の補助等の制度の適用を受けている又は受ける見込みのあるもの

(2) 中古品、リース、レンタルの設備

(3) 既存設備の更新を伴わない新規設置の設備

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額、自社内部の取引による経費、各種保証・保険料、リサイクル料、振込手数料等については、対象外とする。

(1) 対象設備への更新に伴う必要な費用（購入費、据付工事費、撤去工事費、処分費等）。ただし、既存設備を下取り（対象設備と引換えに、対価の一部として既存設備を譲渡することをいう。）する場合は、当該対価の一部の額を控除した額とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額及び補助限度額)

第6条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、補助限度額は、60万

円とする。ただし、対象設備を全て市内事業者から購入した場合は、対象経費の4分の3以内とし、補助限度額は、60万円とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、補助対象者1者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、エネルギー価格高騰対応中小企業者等省エネ対策支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、令和8年8月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 対象設備及び対象経費が確認できる見積書、カタログ等の写し

(2) 設置予定箇所の現況写真

(3) 振込先の通帳の写し

(4) 市税の完納証明書

(5) 市内に事業所等を有していることが確認できる書類等の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付を決定する(以下「交付決定」という。)ときはエネルギー価格高騰対応中小企業者等省エネ対策支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定するときはエネルギー価格高騰対応中小企業者等省エネ対策支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定をするときは、必要な条件を付すことができる。

(着手及び完了)

第9条 対象設備の購入、設置及び支払い(以下「設置事業」という。)は、交付決定を受けた日以後に着手しなければならない。

2 設置事業は、令和8年12月25日までに完了しなければならない。

(変更承認申請及び承認)

第10条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の申請内容を変更しようとするときは、エネルギー価格高騰対応中小企業者等省エネ対策支援補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、変更することができる申請内容は、第7条の規定により申請した対象設備の内容に係る変更のみとし、対象設備を追加することはできない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、エネルギー価格高騰対応中小企業者等省エネ対策支援補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、設置事業の完了日から起算して30日を経過する日又は令和8年12月25日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対象設備の設置状況が分かる写真

(2) 対象設備の請求書、領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付決定をした額の範囲内で補助金の額を確定し、エネルギー価格高騰対応中小企業者等省エネ対策支援補助金交付額確定通知書（様式第7号。以下「交付額確定通知」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定による交付額確定通知を受けた交付決定者は、速やかにエネルギー価格高騰対応中小企業者等省エネ対策支援補助金交付請求書（様

式第8号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(対象設備の管理及び処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けて対象設備を設置した者(以下「設置者」という。)は、その法定耐用年数の期間、対象設備を適切に管理するとともに、補助金の交付の趣旨を踏まえ、その適正な運用を図らなければならない。

- 2 設置者は、天災地変その他当該設置者の責に帰することのできない理由により対象設備が毀損し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 設置者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、財産処分届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、エネルギー価格高騰対応中小企業者等省エネ対策支援補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既

に補助金を交付しているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、交付申請者又は交付決定者に対し、報告を求め、又は担当職員を事業所に立ち入らせて帳簿、書類等について必要な調査を実施することができる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月24日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までの交付決定者については、同日後も、なおその効力を有する。

別表 1 (第 2 条関係)

事業者区分	資本金又は出資金の額及び常時使用する従業員数等の要件
個人事業主	資本金の額又は出資の総額が 1 0 億円以下又は常時使用する従業員の数が 2, 0 0 0 人以下であること。(個人事業主の場合は、市内在住者に限る。)
会社(会社法(平成 1 7 年法律第 8 6 号)に基づく会社(特例有限会社を含む。))及び士業法人)	
医業を主たる事業とする法人	
歯科医業を主たる事業とする法人	
社会福祉法人	
特定非営利活動法人	常時使用する従業員の数が 2, 0 0 0 人以下であること。
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合(工業組合及び商業組合を含む。)、商工組合連合会(工業組合連合会及び商業組合連合会を含む。)、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、農事組合法人	—
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が資本金若しくは出資の総額が 5, 0 0 0 万円(卸売業を主たる事業とする事業者にあつては、1 億円)以下の法人又は常時 5 0 人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては、1 0 0 人)以下の従業員を

	使用する者であること。
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が資本金若しくは出資の総額が3億円以下の法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であること。
酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が資本金若しくは出資の総額が5,000万円（酒類卸売業者にあつては、1億円）以下の法人又は常時50人（酒類卸売業者にあつては、100人）以下の従業員を使用する者であること。
内航海運組合、内航海運組合連合会	直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が資本金若しくは出資の総額が3億円以下の法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であること。
技術研究組合	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第7号までに規定する中小企業者であること。
一般社団法人	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業等経営強化法第2条第1項に掲げる中小企業者であること。

別表 2 (第 4 条関係)

要件	設備の種類
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号）に基づいて定められた機器ごとの省エネ基準達成率 1 0 0 % 以上の設備又はメーカー若しくは販売店の証明により省エネ性能を満たしていることが確認できる設備	エアコン L E D 照明器具（管球のみ交換は除く。） 冷凍庫・冷蔵庫（ショーケース含む。） 温水機器（電気・ガス・石油）

備考 冷凍庫・冷蔵庫においては、飲食業又は飲食料品の販売を主たる目的とする中小企業者等であって、当該飲食料品を保存することを目的とするものに限る。